

食品中の
放射性物質対策


食品中の放射性物質に関する検査計画 (3/3)

	◎の自治体			●の自治体 (■の自治体も準じて実施)	
	>基準値の2分の1 市町村	主要産地 の市町村	その他の 市町村	>基準値の2分の1 市町村	その他の 市町村
>基準値	3検体以上	3検体以上	1検体以上	3検体以上	1検体以上※2
基準値2分の1 ～基準値		—		3検体以上	1検体以上※2
牛肉		—		農家毎に3か月に1回※3	
乳		—		クーラーステーション単位で 1回以上/2週間	
内水面魚 海産魚	週1回程度※1			—	

※1：岩手県が行う海産魚の検査については、過去の検査結果を考慮して実施。

※2：県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。

※3：自治体が適切な飼料管理が行われていることを確認した農家は、12か月に1回程度とすることができる。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成  厚生労働省

この表は、検査において基準値を超える放射性セシウムが確認された自治体（◎の自治体）、及び基準値の2分の1を超える放射性セシウムが確認された自治体（●の自治体）等における検査の検体数及び検査頻度を示しています。

原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」平成27年3月20日では、次のように示されています。

ア 2014（平成26）年4月以降、当該食品分類で基準値を超える放射性セシウムが確認された自治体（表中◎）
当該品目から基準値の2分の1を超える放射性セシウムを検出した地域及び主要な産地において市町村ごとに3検体以上実施する。
その他の市町村では1検体以上実施する。

イ 2014（平成26）年4月以降、当該食品分類で基準値の2分の1を超える放射性セシウムが確認された自治体（アを除く）（表中●）
当該品目から基準値の2分の1を超える放射性セシウムを検出した地域において市町村ごとに3検体以上実施する。
その他の市町村では1検体以上実施する（県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる）。

（クーラーステーションとは）

クーラーステーションとは、原乳の冷蔵保管施設のこと。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日